

2022年度版

(保険期間:2022年8月1日(午後4時)~2023年8月1日(午後4時))

加入のご案内

法定外労働災害補償制度

(下請負人担保特約条項付労働災害総合保険・法定外補償条項)



- オススメ** 天災危険補償特約を2019年度制度導入しました。(オプション)
- 経営事項審査
15ポイント
加算** 本制度にご加入されると『経営事項審査』で15ポイント加点評価されます。
- 掛金が
割安
です** 割引率約68%適用
(過去の損害率による割引60%、団体割引20%など)
完成工事高が2億円超の事業者は
さらに割引適用(完成工事高による割引)

全国管工事業協同組合連合会

<http://www.zenkanren.or.jp/>

7. 補償内容と掛金

(1) 補償保険金額と補償内容

お支払いする保険金については下記補償保険金額を上限に、被災従業員またはその遺族に給付した金額をお支払いします。

区分	給付内容	Aタイプ 給付保険金額	Bタイプ 給付保険金額
死亡補償保険金額	死 亡	500万円	500万円
後遺障害補償保険金額 (政府の労災保険の認定級別によります)	後遺障害 第1級	500万円	500万円
	第2級	500万円	500万円
	第3級	500万円	500万円
	第4級	300万円	300万円
	第5級	200万円	200万円
	第6級	100万円	100万円
	第7級	60万円	60万円

- A、B両タイプとも下請負人担保特約条項をセットしておりますので、『経営事項審査制度』の加点対象となります。
- 災害付帯費用として死亡時40万円、後遺障害1級～3級に該当するとき10万円、後遺障害4級～7級に該当するとき5万円をお支払いします。
- 同一の従業員が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項(保険)については、規定に定める補償額の範囲内で補償保険金額を設定ください。

後遺障害等級表

等 級		後 遺 障 害
A タ イ プ 給 付 内 容	B タ イ プ 給 付 内 容	第1級 両眼が失明したもの、両上肢(し)・両下肢の用を全廃したもの等
		第2級 一眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの、両上肢を手関節以上で失ったもの等
		第3級 一眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの、そしゃくまたは言語の機能を廃したもの等
		第4級 両眼の視力が0.06以下になったもの、両耳の聴力を全く失ったもの等
		第5級 一上肢を手関節以上で失ったもの、一下肢を足関節以上で失ったもの等
		第6級 両眼の視力が0.1以下になったもの、せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの等
		第7級 一眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの、神経系統の機能または精神に障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの、両足の足指の全部の用を廃したもの等
		第8級 一眼が失明または一眼の視力が0.02以下になったもの、せき柱に運動障害を残すもの等
		第9級 両眼の視力が0.6以下になったもの、鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの等
		第10級 一眼の視力が0.1以下になったもの、一足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの等
		第11級 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの、一手の示指、中指または環指を失ったもの等
		第12級 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの、一耳の耳かくの大部分を欠損したるもの等
		第13級 一眼の視力が0.6以下になったもの、一手の小指の用を廃したもの、一下肢を1cm以上短縮したもの等
		第14級 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの、上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの、1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

上記の後遺障害は例示です。詳細は、労働者災害補償保険法施行規則別表第一によります。

《オプション》

○天災危険補償特約(天災危険担保特約条項)(2019年8月1日始期以降契約より新設)

業務中や通勤中に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについて補償することができます。(掛金が10%割増となります。掛金計算方法は4ページを確認ください。)



(2) 加入口数

一加入者(企業)あたり最高6口(死亡時の最大補償保険金3,000万円)まで加入できます。

(3) 掛金

年間完成工事高をもとにご契約いただきます。

●直近1年間の決算書の完成工事高(消費税含みます)が算出の基礎となります。※共同分担施工型JV工事も対象となります。

●掛金は、年額一括納付となります。

① 事業種類別掛金

元請工事および下請工事合計の完成工事高より掛金を算出します。

ただし、掛金は、補償内容の異なるAタイプおよびBタイプのどちらかを選択し、政府労災保険加入時の事業種類番号に準じて、その事業種類番号ごとに算出します。

貴社の政府労災特別加入者を補償対象とした場合は追加保険料を加算してください。

【1口あたり掛金表】 [保険期間: 1年間 年間掛金(完成工事高100万円につき) 天災危険補償特約セット無し]

事業種類番号	事 業 内 容	Aタイプ	Bタイプ	一人あたり特別加入者	追加保険料
(35)	建築事業(既設建築物設備工事を除く)	83円 (制度運営費23円)	69円 (制度運営費19円)	Aタイプ	1,670円
(38)	既設建築物設備工事業			Bタイプ	1,450円
(37)	その他建設業	250円 (制度運営費70円)	222円 (制度運営費62円)	Aタイプ	2,740円
(94)	従業員1名につき 一般事務等各種事業	528円 (制度運営費148円)	472円 (制度運営費132円)	Bタイプ	2,440円

【1口あたり掛金表】 [保険期間: 1年間 年間掛金(完成工事高100万円につき) 天災危険補償特約セットあり]

事業種類番号	事 業 内 容	Aタイプ	Bタイプ	一人あたり特別加入者	追加保険料
(35)	建築事業(既設建築物設備工事を除く)	91円 (制度運営費25円)	76円 (制度運営費21円)	Aタイプ	1,840円
(38)	既設建築物設備工事業			Bタイプ	1,600円
(37)	その他建設業	275円 (制度運営費77円)	244円 (制度運営費68円)	Aタイプ	3,010円
(94)	従業員1名につき 一般事務等各種事業	581円 (制度運営費163円)	519円 (制度運営費145円)	Bタイプ	2,680円

注1) 保険料には、割引率約68%(過去の損害率による割引60%、団体割引20%など)が適用されています。過去の損害率によって保険料が見直されることがあります。

注2) 上記以外の「事業種類番号」で政府労災保険にご加入されている場合には、掛金(保険料・制度運営費)が異なりますので別途お問い合わせください。

注3) 制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。その為、引落後し後の返金はできません。

注4) 上記以外の「事業種類番号」で政府労災保険にご加入している場合は、政府労災特別加入者追加保険料が異なりますので別途お問い合わせください。

注5) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

② 掛金の算出方法 (全事業種類番号を通じて同一タイプ、同一加入口数を選択してください)

合計掛金(円) =	Ⓐ 基本掛金	+ Ⓑ 貴社の政府労災特別加入者追加保険料
※含めない場合は加算不要		
◆ Ⓑ 基本掛金		

$$\text{Ⓐ 基本掛金} = \frac{\text{直近1年間の完成工事高}(\text{※1})}{\text{10円未満}\text{四捨五入}} \times \text{ご加入タイプ掛金} \times \text{ご加入口数} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{下請負人の政府労災特別加入者} & \text{完成工事高による} \\ \text{有り} & \text{割引}(\text{※4}) \\ \hline 1.05 & 1 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入月数}(\text{※2}) \\ \hline 12か月 \\ \hline \end{array}$$

◆ Ⓑ 貴社の政府労災特別加入者追加保険料

貴社の政府労災特別加入者については、追加保険料を支払うことにより補償対象とすることが可能です。

$$\text{Ⓑ 貴社の政府労災特別加入者を補償} = \frac{\text{上記の一人あたり保険料}}{\text{1.05}} \times \text{ご加入口数} \times \text{対象人数} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{完成工事高による} & \text{加入月数}(\text{※2}) \\ \text{割引}(\text{※4}) & \\ \hline 1.05 & 1 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入月数} \\ \hline 12か月 \\ \hline \end{array}$$

(※1) 消費税を含みます。(※2) 中途加入の場合は、ご加入月数に応じて算出してください。

(※3) 貴社の特別加入者を補償対象とする場合は、その方が政府労災の特別加入者となっていることが条件となります。もし政府労災の特別加入者となっていない方を本制度の対象としてお申込みされても保険金はお支払いできません。

(※4) 完成工事高による割引

政府労災の事業種類番号が31～38の事業については、完成工事高が2億円超の事業者は完成工事高による割引が適用可能です。割引率は完成工事高により変わりますので、本制度専用の掛金計算ツールでのみ掛金計算が可能です。見積りを取扱代理店へ依頼してください。

[参考] 掛金の割引率

完成工事高	2.01億円	3億円	4億円	5億円	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円
掛金の割引率	約8%	約10%	約11%	約12%	約14%	約15%	約16%	約17%	約18%

*割引率は概算です。詳細な割引率・掛金は取扱代理店までお問い合わせください。

③事故割増制度

- 事故(保険金の支払い)があった場合は、翌年の掛金に30%の割増がかかる場合があります。事故(保険金の支払い)がある場合には、別途担当営業店・取扱代理店よりご連絡します。

④確定精算

- ご契約時の年間保険料(暫定保険料)によって以下のとおりとなります。

年間保険料(暫定保険料)	確定精算の必要性
1,000万円以下	加入依頼書にある「保険料算出の基礎確認事項」にもれなくご記入いただければ、確定精算の手続きは不要です。
1,000万円超	確定精算の手続きが必要です。必要な場合は取扱代理店より連絡します。

※確定精算とは、保険期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値(直近の完工工事高)に基づいて算出した確定保険料と加入時の暫定保険料との差額を精算していただくことです。

8. 保険期間

2022年8月1日午後4時～2023年8月1日午後4時(1年間) ※この間に発生した事故が補償の対象となります。
(注)毎月1日付で中途加入することができます。

9. 加入方法(申込方法)

(1) 必要書類

- 必要書類は正確に記入してください。
新規・中途加入・継続加入 共通
●全管連・法定外労働災害補償制度 加入依頼書 ●預金口座振替依頼書

(2) 掛金の支払方法

- 口座振替
ご指定の口座から引落します。口座振替日は補償開始月の22日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。
収納代行手数料として、別途200円が掛金に加算されます。
※引落が出来なかった場合(資金不足等の場合)は、翌月に再度引落の請求をいたします。2か月連続で引落が出来なかった場合は最初に引落できなかった月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。

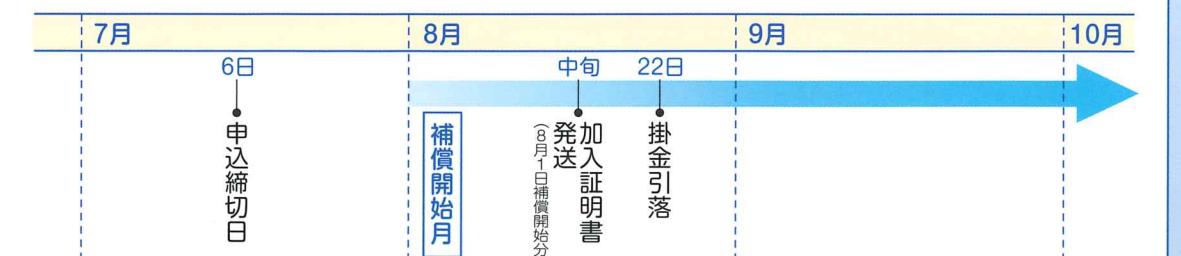
(3) 加入(申込締切日)

- 取扱代理店必着の期限となります。
(1)2022年8月1日補償開始の場合: **2022年7月6日**
(2)中途加入の場合: **補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)**

(4) 変更・脱退

- 変更月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

8月1日より加入の場合のスケジュール



ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる完工工事高、被用者数等の保険料計算に係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定(被用者に対する政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。
- 保険契約者は加入者の方には、保険契約締結の際、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)被保険者、対象とする被保険者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

その他ご注意いただくこと

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 以下の場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
②法定外補償規定の新設または変更をする場合
(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。)
- ご契約者またはご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかない、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約が個人・小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下で

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
 - 1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
(1)事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
(2)損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - 2.身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 3.第三者に損害賠償の請求をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞無く通知してください。
 - 7.上記1から6のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを出してください。

必要となる書類

- | | |
|--|---|
| ① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など |
| ② 事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類 | 災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写)など |
| ③ 身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲等が確認できる書類 | 診断書(死亡診断書)、死体検査書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領書など |
| ④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書など |
| ⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書など |

(注)事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額差に応じ、上記以外の種類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故発生の対応

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの最寄り保険金サービス課にご連絡ください。賠償事故などに関する示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。

損保ジャパン

団体保険金サービス第一課

TEL 050-3808-6600 FAX 03-3385-5500

受付時間：平日／午前9時～午後5時

〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス5階

夜間・休日の事故のご連絡は、事故サポートセンターまで

0120-727-110

受付時間：平日／午後5時～翌日の午前9時

土曜・日曜・祝日(12月31日～1月3日を含みます。)／24時間

※上記受付時間外は、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。

～制度に関するお問い合わせ～

株式会社ウーベル保険事務所

(幹事取扱代理店)

TEL 03-3553-8552

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご参照ください(ご契約内容が異なっている場合、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

なお取扱代理店は以下のとおりです。

[幹事取扱代理店] (株)ウーベル保険事務所

[募集代理店] 下記の代理店

★個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、所属団体・損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用地する、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、所属団体、等(外国にある事業者を含みます)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル)0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

<募集文書作成部署> 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3820 FAX.03-6388-0157

受付時間:平日/午前9時～午後5時

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

募集担当店・募集代理店 問い合わせ先

幹事取扱代理店

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富町新富2-4-5

ニュー新富ビル8F

TEL.03-3553-8552 FAX.03-3553-8553

受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分